

農業農村整備事業等における新規地区採択時の 評価手法の明確化について

平成14年12月18日付け14農振第1828号
最終改定 令和2年3月31日付け元生畜第2127号
令和2年3月31日付け元農振第3658号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
独立行政法人水資源機構理事長

殿

農林水産省生産局長
農林水産省農村振興局長

第1 目的

農業農村整備事業及び農地の保全に係る海岸事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の新規地区採択（国営及び機構営事業にあつては「採択」を「着工要求」と読み替える。以下同じ。）に当たつての評価手法を明確化することにより、新規地区採択過程の透明性及び客観性を確保することを目的とする。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号、以下「法」という。）及び法に基づき農林水産大臣が決定した農林水産省政策評価基本計画（平成27年3月31日決定、以下「基本計画」という。）に基づいて行う公共事業の事前評価のうち、農業農村整備事業等の事前評価については、法及び基本計画によるほか、本通知によって行うものとする。

第2 対象事業

対象事業は、別表に掲げる事業（施設の点検・診断、維持・管理に係る事業及び災害復旧事業を除く。以下同じ。）とする。

第3 採択時の評価の実施

1 評価の方法

事前評価は、別添のチェックリストに基づき、基本計画に定められた実施単位毎に行うものとする。

なお、チェックリストは、別表に掲げる事業ごとに新規地区採択に当たつての必須事項と優先配慮事項について、事業の必要性、効率性、有効性、優先性、公平性、及びその他の観点から以下の事項を定める。また、国営土地改良事業については、事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項を特定監視項目として定める。

(1) 必須事項

地区採択の必須条件となる事項で、土地改良法等関係法令及び事業実施要綱等で定められている事項

(2) 優先配慮事項

優先性の高い採択地区を判定するための事項で次に該当するもの

- ① 事業の効率性に関する事項
- ② 事業の有効性に関する事項（食料・農業・農村基本法の4つの基本理念との関連等）
- ③ 事業の実施環境等に関する事項（環境への配慮、関係計画との連携、

地元合意、緊急性等)

(3) 特定監視項目（国営土地改良事業）

事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項

2 実施手続（別記資料①及び②を参照）

(1) 別表に掲げる評価案作成主体（以下「評価案作成主体」という。）は、国営及び機構営事業にあつては次年度の新規着工候補地区について、補助事業にあつては次年度の新規採択希望地区について、チェックリストに基づき評価案を作成するものとする。

(2) 事前評価は、国営及び機構営事業にあつては次年度予算概算要求決定までに、補助事業にあつては次年度の新規採択申請後に、(1)の評価案を踏まえ、農林水産省の評価決定手続を通じて行うものとする。

(3) 各事業の事業実施要綱等に基づく新規採択地区の決定は、(2)の評価結果に基づき行うものとする。

第4 評価結果の公表（別記資料①及び②を参照）

1 公表時期

評価案作成主体は、法及び基本計画に基づいて行う事前評価の対象事業（別表に掲げる事業のうち、総事業費10億円以上の事業をいう。）について、国営及び機構営事業にあつては次年度予算概算要求決定後に、補助事業にあつては新たに事業を採択する時まで、チェックリストによる評価結果を公表するものとする。

その際、農村振興局は、農村振興局で評価案を作成する事業のチェックリストによる評価結果と、地方農政局及び沖縄総合事務局で評価案を作成する事業の評価結果を合わせ、法第10条の規定に基づく評価書（以下「評価書」という。）としてとりまとめ、公表するものとする。

なお、公表に際しては、別記様式第1号又は第2号を用いるものとする。

2 評価結果の通知

評価案作成主体は、補助事業にあつては、都道府県知事に採択通知書を交付する際に、評価結果を添付するものとする。

第5 事業計画策定過程及び事業実施過程でのチェックリストの活用

チェックリストは、第1に定める目的に活用するほか、事業を通じて実現しようとする政策目的等を国と事業主体間等で共有し、質の高い事業実施を行うために活用することが重要である。

このため、事業計画策定過程においては、事業主体自らがチェックリストを活用した自己評価を行い、その結果を事業計画の立案や地域の合意形成に反映させるなど、質の高い事業実施に向けて、チェックリストの積極的な活用を図るものとする。

また、事業実施過程においても、事業の推進状況の把握や地域に対する指導等にチェックリストを活用するものとする。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

農業農村整備事業等の新規地区採択に当たっての評価手法の向上を図るため、必要に応じて学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

また、国営事業については、地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）が作成する別記資料①チェックリストに基づく評価実施フローに示す評価に係る資料について、学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

(別表) 対象事業等

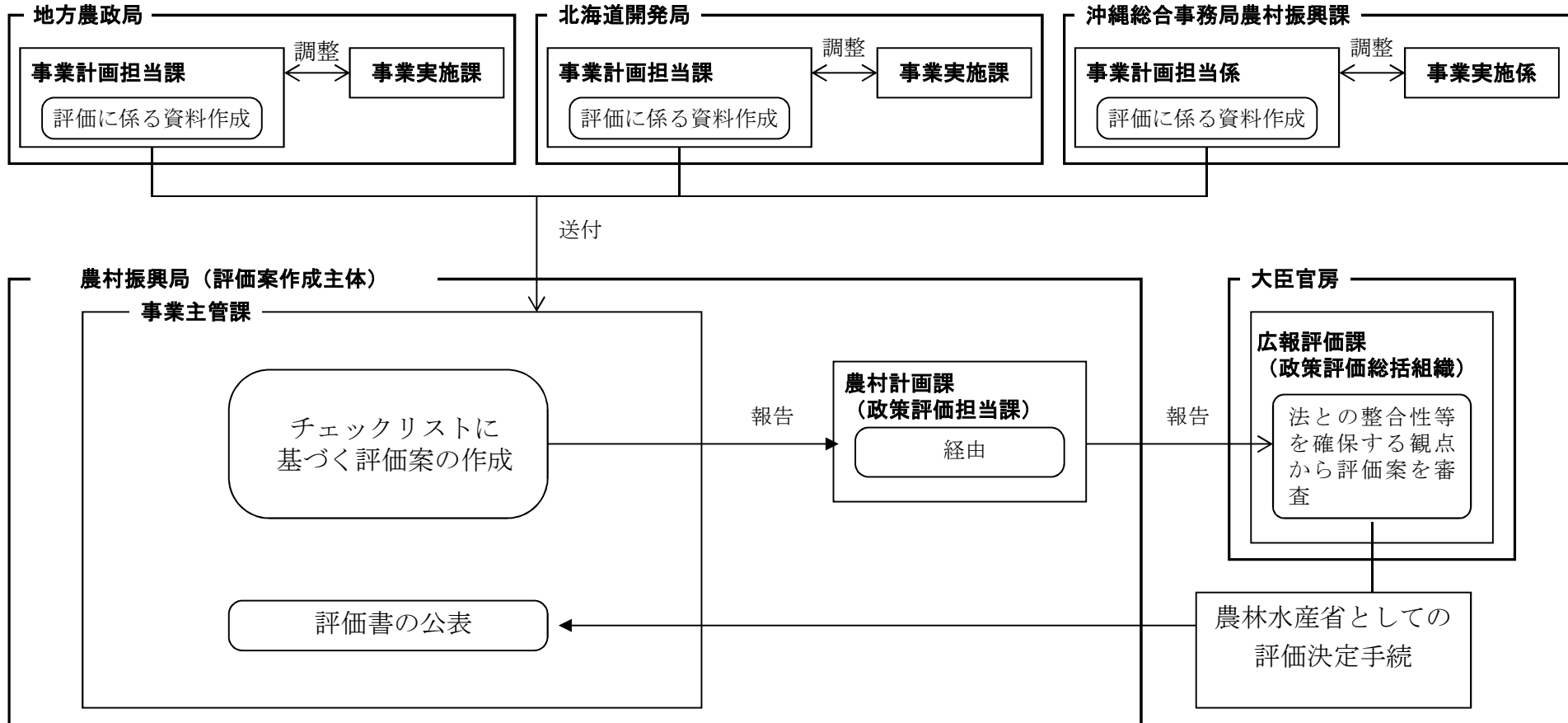
区 分	対象事業	評価案作成主体
国 営	国営かんがい排水事業 国営農地再編整備事業 国営総合農地防災事業 直轄地すべり対策事業 直轄海岸保全施設整備事業	農村振興局
機構営	独立行政法人水資源機構事業	
補 助	農業競争力強化基盤整備事業 農村地域防災減災事業 海岸保全施設整備事業	地方農政局 沖縄総合事務局 (農村振興局)

※ () は北海道において行う事業の場合

(別記資料①)

チェックリストに基づく評価実施フロー

国営事業

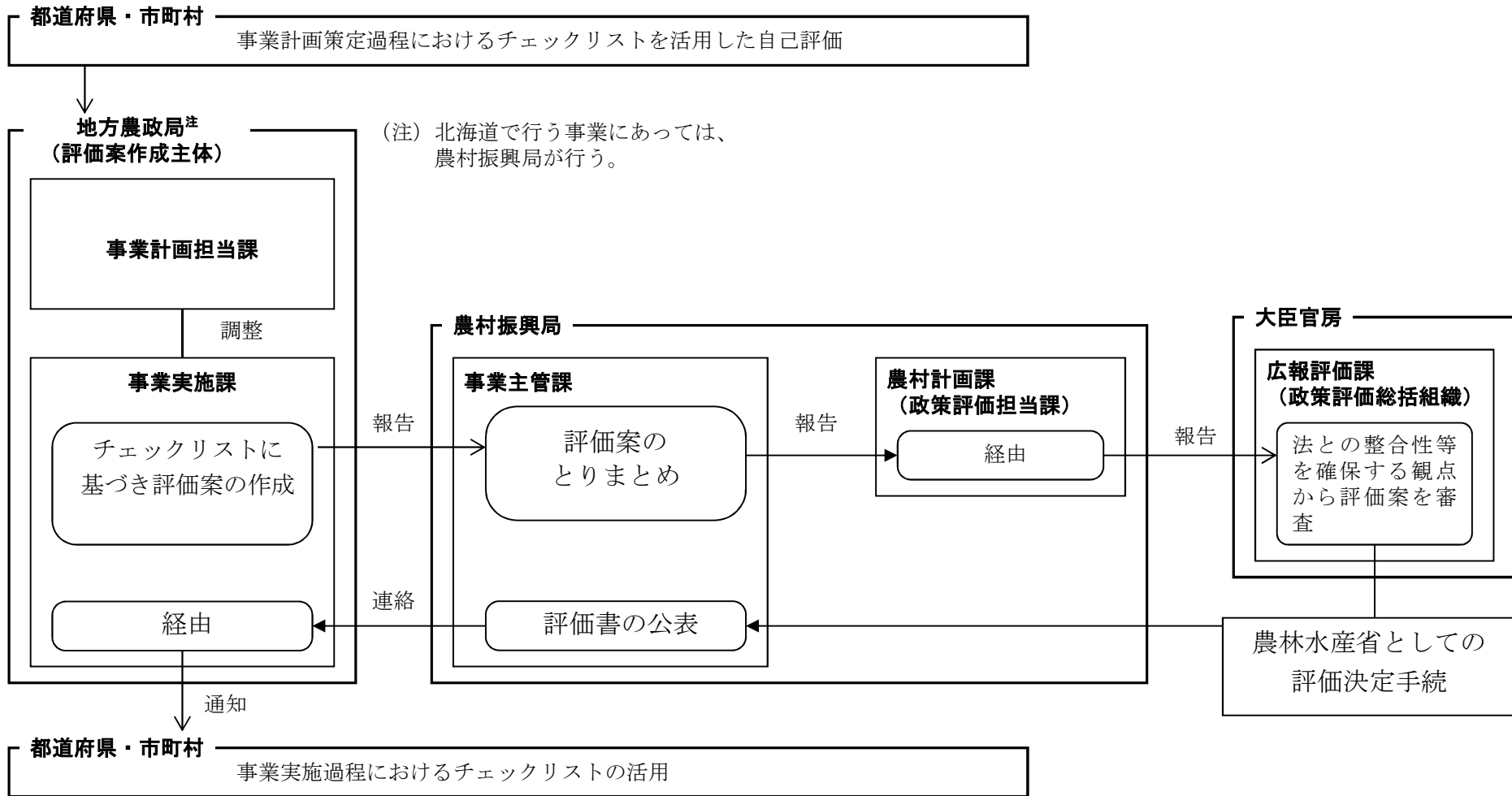


注1) ・独立行政法人水資源機構については、国営事業に準じる。

注2) ・評価に係る資料作成にあたっては、学識経験を有する者の意見を聴取する。

(別記資料②)

補助事業（地方農政局又は沖縄総合事務局が評価する事業）



・沖縄総合事務局が評価する場合は、地方農政局及び地方農政局における事業計画担当課を、それぞれ沖縄総合事務局農村振興課、事業計画担当係と読み替える。

(別記様式第1号) 国営及び機構営事業の公表様式

	事業名	地区名
<u>事業の概要</u>		
<u>事業の目的・必要性</u>		
<u>事業の効率性</u>		
・ 総費用総便益比の算定		
区 分	算定式	数 値
総費用(現在価値化)		百万円
当該事業による費用		百万円
その他費用		百万円
評価期間(当該事業の工事期間+40年)		年
総便益額(現在価値化)		百万円
総費用総便益比		
<p>(注1) 総費用とは当該地域内において効果を発揮する一連の施設に係る費用であり、評価期間中の施設の資産価額、整備費等である。</p> <p>(注2) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。</p> <p>(注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。</p>		
・ 年効果額 (便益額)		
(例)・ 作物生産効果		百万円
・		百万円
・		百万円
計		百万円
<u>日程・手続</u>		
<u>事業に対する決議</u>		
平成〇年〇月		
<u>その他</u>		
<u>評価担当部局</u>		
農村振興局〇〇課		

概要図

1. 受益面積	ha		
2. 受益者数	人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
			百万円
4. 国営総事業費	百万円		

(図面)

(作成上の注意)

- ・ 各地区毎にチェックリストによる評価結果、事業の効用に関する説明資料を添付して公表する。
- ・ 直轄地すべり対策事業の場合は、受益面積、受益者数を、それぞれ地すべり地域等、関係戸数とする。
- ・ 直轄海岸保全施設整備事業の場合は、受益面積、受益者数を、それぞれ防護面積、防護人口とする。

(別記様式第2-1号) 補助事業の公表様式
地区別評価結果

事業名			予算科目							
評価担当部局										
都道府県										
地区名										
チェックリストによる評価結果			評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果
必須事項	1		○							
	2		○							
	3		○							
	4		○							
	5		○							
	6		○							
	7		○							
	8		○							
優先配慮事項			評価結果	評価	評価結果	評価	評価結果	評価	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目								
効率性	事業の経済性・効率性		2	A						
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	500 千円/ha・年	A						
		農地の有効利用	108%	A						
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	500 千円/ha・年	A						
	農村の振興	地域経済への波及効果	500 千円/ha・年	A						
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	500 千円/ha・年	A						
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	a a a a	A						
		景観	a a a a	A						
	関係計画との連携		a a	A						
	関係機関との協議		a a	A						
	地元合意		a a	A						
	事業推進体制		a a	A						
	維持管理体制		a a	A						
	営農支援体制		a a	A						
	緊急性		a a	A						

(作成上の注意)

- ・チェックリストによる評価結果欄の数字は、各事業のチェックリストの必須事項の番号に対応している。
- ・必須事項及び優先配慮事項の数(項目)は事業によって異なる。
- ・地すべり対策事業の場合は、受益面積を、地すべり地域等とする。
- ・海岸保全施設整備事業の場合は、受益面積を、防護面積等とする。

(別記様式第2-2号)

地区別事業概要

事業名				地区名	
関係市町村				事業主体	
事業目的					
事業概要	受益面積	受益戸数	総事業費	工期	
	ha	戸	百万円	年	
	主要工事				
	関連事業				
費用対効果	B : 総便益	C : 総費用	B / C	算定方式	
	百万円	百万円			
概要図					

出典 :

(作成上の注意)

- ・各地区毎にチェックリストによる評価結果、事業の効用に関する説明資料を添付して公表する。
- ・海岸保全施設整備事業の場合は、受益面積、受益戸数を、それぞれ防護面積、防護人口とする。

別添

チェックリスト

区分	事業名	備考 (予算科目)
国営事業	(1) 国営かんがい排水事業	(かんがい排水事業費)
	(2) 国営農地再編整備事業 〔 ・国営農地再編整備事業 ・国営緊急農地再編整備事業 〕	(農用地再編整備事業費)
	(3) 国営総合農地防災事業	(総合農地防災事業費)
	(4) 直轄地すべり対策事業	(地すべり対策事業費)
	(5) 直轄海岸保全整備事業	(海岸保全施設整備事業費)
機構営事業	(6) 独立行政法人水資源機構事業	国営かんがい排水事業のチェックリストを用いる。 (農業生産基盤保全管理・整備事業費補助)
補助事業	(7) 農業競争力強化基盤整備事業 〔 ・農業競争力強化農地整備事業 ^{注1)} ・水利施設等保全高度化事業 ^{注2)} ・農地中間管理機構関連農地整備事業 〕	(農業競争力強化基盤整備事業費補助)
	(8) 農村地域防災減災事業 〔 ・農村地域防災減災事業 ・公害防除特別土地改良事業 ・地すべり対策事業 〕	(農村地域防災減災事業費補助)
	(9) 海岸保全施設整備事業	(海岸保全施設整備事業費補助)

注1) 農業競争力強化農地整備事業については、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業、農業基盤整備促進事業ごとに区分する。

注2) 水利施設保全高度化事業については、一般型、特別型、簡易整備型ごとに区分する。